

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

カドミウムの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準等の変更に関するパブリックコメントが発表されました。

〈主な変更内容〉

1. カドミウムの一般廃棄物最終処分場・産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排出基準

基準値(現行)	基準値(改正後)
0.1mg/L	0.03mg/L

2. カドミウムの産業廃棄物／特別管理産業廃棄物を判定する基準

- 1) 燃え殻・ばいじん・鉱さい・污泥・処理物(廃液・廃アルカリを除く)

基準値(現行)	基準値(改正後)
0.3mg/L	0.09mg/L

- 2) 廃液・廃アルカリ(処理物を含む)

基準値(現行)	基準値(改正後)
1mg/L	0.3mg/L

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)に基づく排水および産業廃棄物(溶出試験)等の分析についてのお問い合わせは、下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨
 分析2課 池田博一、入野一人
 営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 趣旨

平成23年10月に、カドミウムの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更されたことを受け、平成26年12月に排水基準値が0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更されました。

これら変更を踏まえ、今回廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直し検討がされています。

2. 具体的な概要

(1) 最終処分場関係

①一般廃棄物最終処分場・産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排水基準

現在0.1mg/Lである基準値を、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準値0.003mg/Lの10倍である0.03mg/Lへ変更。

②産業廃棄物管理型最終処分場の浸透水の基準及び廃止時の浸透水の基準

現在0.01mg/Lである基準値を、地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値と同じ値である0.003mg/Lへ変更。

③一般廃棄物最終処分場・産業廃棄物最終処分場の廃止時の地下水の基準

現在0.01mg/Lである基準値を、地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値と同じ値である0.003mg/Lへ変更。

(2) 特別管理産業廃棄物等の関係

①特別管理産業廃棄物の判定基準(産業廃棄物/特別管理産業廃棄物を判定する基準)

- 1) 燃え殻・ばいじん・鉱さい・汚泥・処理物(廃液・廃アルカリを除く)について、現在0.3mg/Lである基準値(溶出基準)を、排水基準値の3倍である0.09mg/Lへ変更。
- 2) 廃液・廃アルカリ(処理物を含む)について、現在1mg/Lである基準値(濃度)を、排水基準値の10倍である0.3mg/Lへ変更。

②有害な産業業廃棄物・特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準
(遮断型最終処分場への埋立が義務づけられている産業廃棄物の判定基準)

燃え殻・ばいじん・鉱さい・汚泥・処理物(廃液・廃アルカリを除く)について、
現在0.3mg/Lである基準値(溶出基準)を、排水基準値の3倍である0.09mg/Lへ変更。

③産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準
(基準に適合しないものは海洋投入処分不可)

- 1) 非水溶性の無機性汚泥(赤泥、建設汚泥)について、現在0.01mg/Lである基準値(溶出基準)を、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準値と同じ値である0.003mg/Lへ変更。(非水溶性の無機性汚泥の海洋投入処分に係る基準値設定の考え方については、引き続き検討)
- 2) 有機性汚泥及び動植物性残さについては排水基準値と同等の0.03mg/kgに変更。
廃液・廃アルカリ及び家畜ふん尿について、現在0.1mg/Lである基準値を、排水基準値と同じ値である0.03mg/Lへ変更。

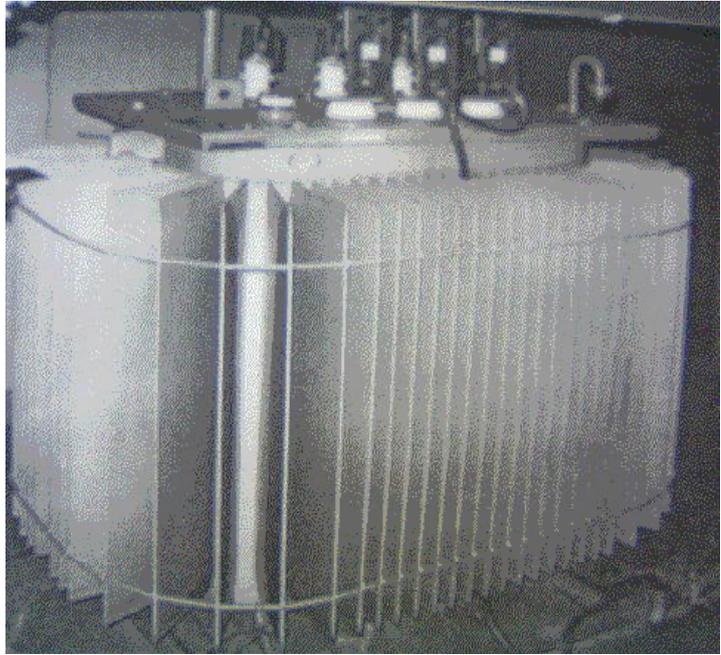
RIKKA TOPICS

PCB分析のご案内

PCB廃棄物とは、機器等に使用された廃PCB油、不用のPCB使用トランス・コンデンサ・リアクトル、PCBを含む絶縁油・熱媒体等、その他PCBに汚染された廃棄物等でトランスやコンデンサの場合、絶縁油中のPCBの含有量が0.5mg/kgを超えるものはPCB廃棄物に該当します。

廃棄する際には封入されている絶縁油の分析を行いPCB混入の有無を確認する必要があります。

PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB特措法が施行された日から15年の期間内(平成28年7月まで)に、PCB廃棄物の処分を自ら行うか、又は他に委託しなければなりません。



試料採取・分析

- 1) 分析のための試料採取、運搬は廃棄物処理法及びPCB特別措置法の適用を受けませんが、試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後に残った試料は、お客様(ご依頼先)に返却することになっています。
- 2) 分析に必要な試料は少量(1g程度)です。お客様(ご依頼先)が試料採取を行えるように専用の採取容器、採取器具の用意があります。
また、弊社は試料採取も行っておりますので、お気軽にご相談ください。
- 3) 分析方法 ガスクロマトグラフ(ECD)法
「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.1」
平成22年1月25日環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- 4) 定量下限値 0.15mg/kg

PCB分析についてのお問い合わせは下記担当者まで
環境分析部 加藤雅士・城所 亨 または 営業部 望月久彰
立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654